

内閣参質一八五第三八号

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する  
質問に対する答弁書

一について

政府としては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下単に「支援センター」という。）の設置状況を網羅的には把握していないが、東京都内、愛知県内、大阪府内及び佐賀県内において、性犯罪被害者に対して被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する機能を備えた施設が設置されていると承知している。

二について

更なる支援センターの設置や設置された支援センターによる取組の質の向上に向け、性犯罪被害者支援に関し、地域における取組の事例について調査するとともに、支援センターの開設を希望する地方公共団体、被害者支援団体等や設置された支援センターに対し、先進的な取組の情報を提供するなどの取組を行うってまいりたい。

三について

内閣府の平成二十六年度予算の概算要求における性犯罪被害者等のための総合支援交付事業については、支援センターによる取組を支援することも含め、性犯罪被害者等の支援に取り組む地方公共団体を財政的に支援するための経費として五千万円を計上しているが、当該経費の取扱いについては、同年度予算編成過程において検討しているところであり、現時点においてお答えすることは困難である。